



福島第一原子力発電所の原子力災害を 踏まえた課題等の検討結果(中間報告)について

平成23年9月28日

松江市原子力災害対策検討プロジェクト会議



1. 検討の目的

- 福島原発の事故により半径20kmの区域が避難区域に設定されたことは、島根原発を持つ松江市としても重大な事態であることを認識。
- 事故の全容解明が為されておらず避難区域の根拠も示されていない状況だが、松江市民の安全・安心を守るという観点から、国の災害対応の検証等を待たず、全市民を安全な区域に避難させるための検討を実施。
- 福島県状況調査を踏まえ、複合災害による影響も考慮に入れた全市民が避難する際に想定される課題や問題点を抽出・整理するなど総合的な検討を行った。
- これら検討を踏まえ、市単独で対応できない課題を整理し、国及び県などに対し対応を要請する。



2. 前提条件

- 島根原発で福島第一原発と同様な事故が生じ、半径20km圏内の区域に避難指示が為されることを仮定。全松江市民が避難区域外（屋内退避区域30km超を想定）に避難することを前提条件とした。

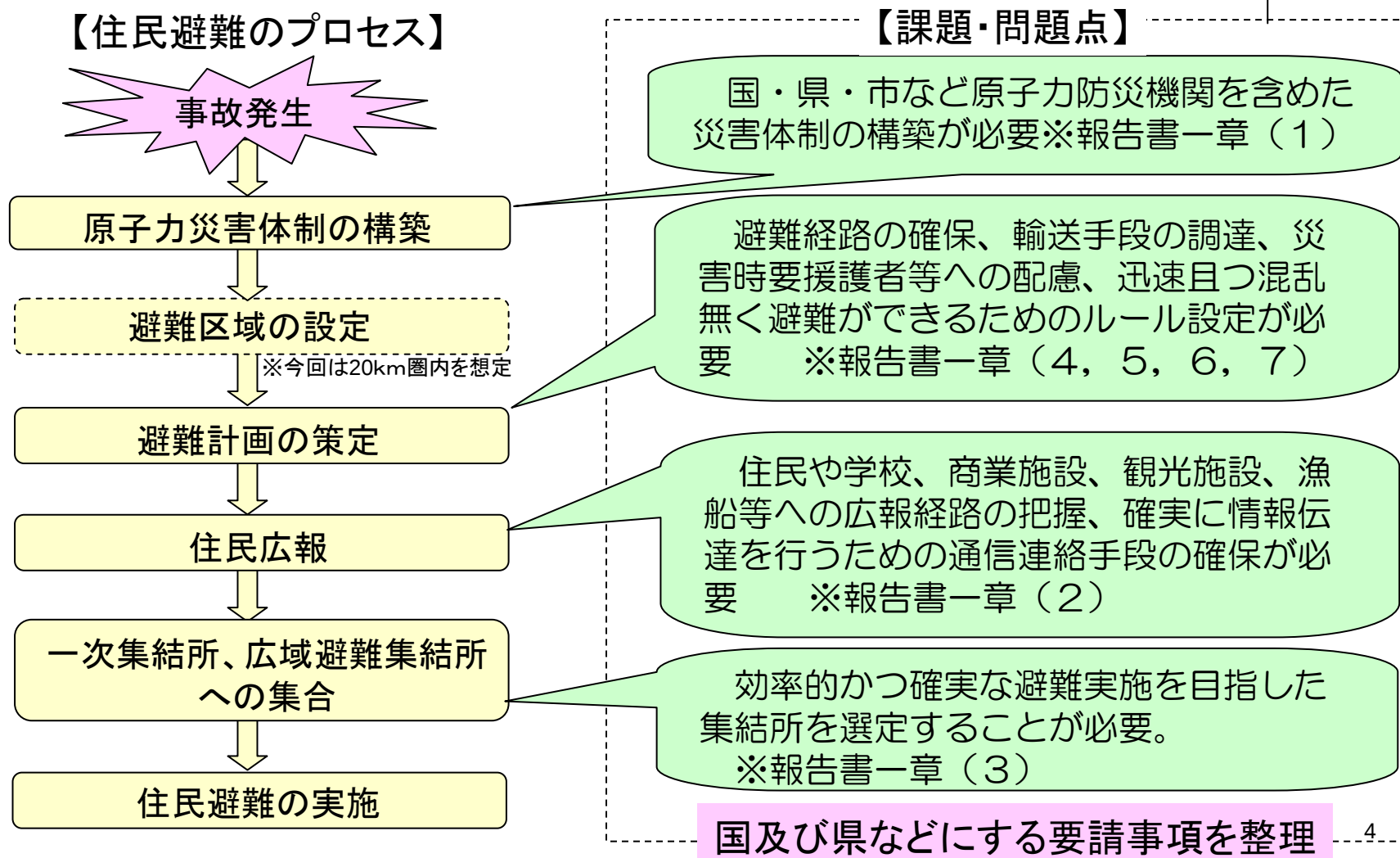


	10km圏内	20km圏内
距離別人口 (松江市のみ)	約83千人	約205千人
距離別 主要施設	県庁、県警察本部、市役所、市消防本部、島根大学、法務局、裁判所、日本赤十字病院	松江警察署 合同庁舎 市立病院

※20km～30km圏内には約1300人の松江市民が居住している



3. 住民避難に係る課題・問題点の検討





3. 住民避難に係る課題・問題点の検討

検討の結果、以下の通り7分類69項目の課題等を抽出・整理した。
(詳細は報告書参照)

- (1) 原子力災害体制
 - 1) 事故発生時からの初動体制の確立…3項目
 - 2) 原子力災害体制の確立(国、県等含む原子力防災関係機関等)…3項目
 - 3) 災害対応職員の配置…3項目
 - 4) 職員の災害対応能力の向上…2項目
- (2) 住民広報・情報連絡
 - 1) 災害時の通信手段の確立・被災時の復旧…2項目
 - 2) 情報連絡経路の確立(各部局共通)…4項目
 - 3) 住民・関係施設への広報(各部局個別)…7項目
- (3) 一次集結所・広域避難集結所
 - 1) 一次集結所・広域避難集結所の選定にあたって留意事項…7項目
 - 2) 一次集結所・広域避難集結所の選定…2項目
- (4) 避難経路の設定・確保
 - 1) 避難道路の確保、充実…4項目
 - 2) 道路の通行規制…2項目



3. 住民避難に係る課題・問題点の検討

(5) 緊急時の輸送能力の把握及び調達

- 1) 輸送能力の把握…5項目
- 2) 輸送手段の調達等…1項目
- 3) 輸送手段に対する対応…2項目

(6) 避難における災害時要援護者等の把握及び配慮すべき事項

- 1) 災害時要援護者等の被災状況の把握、安全確保、避難措置…11項目
- 2) 入院患者の把握、安全確保、避難措置…5項目

(7) 避難のルール設定

- 1) 広域避難所の設定について…1項目
- 2) 自家用車避難の検討について…1項目
- 3) 発電所近隣区域の対応…1項目
- 4) 避難者の実情にあった避難指示のあり方について…1項目
- 5) スクリーニングの体制及びあり方について…1項目
- 6) 自主避難者への対応…1項目



3. 住民避難に係る課題・問題点の検討

抽出した課題・問題点を整理し、国・県が行うべき役割、検討事項について要請内容を取りまとめた。

国・県に対する主な要請内容

【国】

- 災害時の情報提供
- 災害時の通信設備の強化
- 原子力災害体制の確立
→国、県、市、原子力防災関係機関との連携強化等
- オフサイトセンターの機能強化
→機能強化、代替施設の整備
- 広域避難に係る検討
→避難者の実情にあった避難指示のあり方
→広域避難の一元管理
→広域避難道路の整備
- 避難先の総合調整
→広域避難所の設定
→災害時要援護者対応
(福祉施設・病院等の設定)

【島根県】

- 市との通信設備の強化
- 広域避難に係る検討
→輸送手段の確保
→広域避難道路の整備
- 広域避難のルール設定
(避難シミュレーションの実施)
→避難順序の設定
→避難経路の設定
→自家用車避難の是非
- 避難先市町の調整
→広域避難所の設定
→災害時要援護者対応
(福祉施設・病院等の設定)

県と協力

【松江市】

- 一次集結所等の選定
- 避難の計画検討
→輸送手段(市域)の確保
→避難道路の検討
- 住民広報
→市民、学校等、商業施設、漁船、観光施設等
- 住民避難誘導体制の確立
→災害対応職員の配置等
- 災害時要援護者への対応
→被災状況の把握、安全確保、避難措置

※広域避難のルール設定については特に市も協力して検討



4. 中間報告書の取り扱い・今後について

- 本検討結果は中間報告であり、喫緊に検討が必要な住民避難に係る課題・問題点を重点的に取りまとめたものであり、その他の課題・問題点については今後とりまとめる。
- 本検討内容は、島根で同じ原子力災害が起きるということを断定したものではない。
- 市の地域防災計画改定の際には、国が今後行う原子力防災指針の改定（EPZの範囲の再検討など）を踏まえて適切に行う必要がある。
- 原子力災害対応については、今後国が責任をもって行うとしており、本検討結果を国に要請するとともに国の動向を注視する必要がある。
- 今後も、福島で実施された原子力災害対応についての情報収集を継続し、本検討内容や市の地域防災計画を充実させる。